

1. 発行者情報

(1) 発行者の名称 (カタカナ)	SERVICENOW, INC. サービスナウ		
(2) 発行者の本店所在地	2225 Lawson Lane, Santa Clara, California 95054, USA		
(3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 準拠法：米国デラウェア州会社法 法的地位：株式会社 設立年：2012年			
(4) 決算期	12月 (2024/1/1~2024/12/31)	(5) 発行済株式数	208.2 百万株
(6) 事業の内容	情報技術 (IT) 運用を自動化・効率化するクラウドサービスを企業向けに提供する。		
(7) 経理の概要			
	2024/12		2023/12
総資産額	(百万USD) 20,383	(百万USD)	17,387
負債額	(百万USD) 10,774	(百万USD)	9,759
株主資本額	(百万USD) 9,609	(百万USD)	7,628

2. 証券情報

(1) 株式の種類及び名称 普通株式
(2) 発行地及び上場している外国の金融商品取引所 発行地：米国 上場している外国の金融商品取引所： ニューヨーク証券取引所

(3) 株価の推移

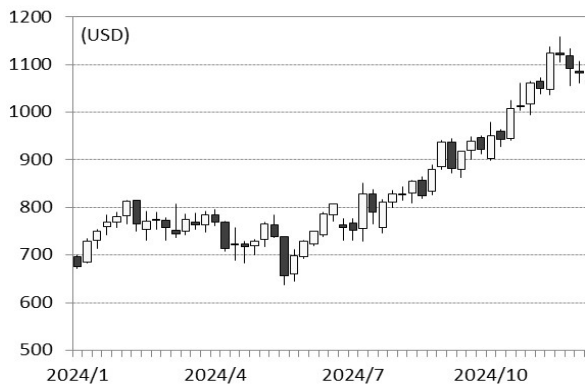
2024/1/1~2024/12/31

年間最高値	(USD)	1157.900
年間最安値	(USD)	637.990

* 「株価の推移」および「株価チャート」は、
株式分割等の権利調整後の値。

(4) 業績推移	2024/12		2023/12
イ売上高	(百万USD) 10,984	(百万USD)	8,971
ロ当期純利益	(百万USD) 1,425	(百万USD)	1,731
ハ株主資本額	(百万USD) 9,609	(百万USD)	7,628
(5) 株式1株当たりの情報	2024/12		2023/12
イ1株当たり当期純利益(基本)	(USD) 6.92	(USD)	8.48
(希薄後)	(USD) 6.84	(USD)	8.42
ロ1株当たり配当額	(USD) 0	(USD)	0

<週足チャート>



3. 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項各号に掲げる場合にはその旨及びその内容

次頁を参照のこと。

■備考

<通貨単位> USD:米ドル

<会計基準> 米国会計基準

(※) 経理の概要URL <https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1373715/000137371525000010/now-20241231.htm>

<<ご留意いただきたい事項>>

- (注1) 国内金融商品取引所もしくは店頭市場への上場が行われず、また国内において公募、売出しが行われていない外国株式等については、我が国の金融商品取引法に基づいた発行者による企業内容の開示は行われていません。
- (注2) 本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成したものであり、当該証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (注3) 本情報は、当社が信頼できると判断した公表資料に基づいて作成しておりますが、これらの情報源の確実性を保証するものではありません。
- (注4) 本情報は年次報告書などに基づいて作成するため、記載された決算期が直前に終了した決算期より古い場合や、決算数字修正や直近の株式分割等を反映していない場合がありますので、ご了承ください。
- (注5) 株価の推移は、特に注記のない限り、原則として会計年度の期間を対象としています。

作成日：2025/3/24

3. 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実（※）

<ティッカー> NOW

<会社名> SERVICENOW, INC.

<証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項に該当する事実>

重要事実：買収

（1）内容

サービスナウとムーブワークスは2025年3月10日、サービスナウがムーブワークスを買収することについて、両社が最終的な合意に至ったと発表した。

公表資料によると、サービスナウは現金と株式を組み合わせることによって、28億5000万米ドルでムーブワークスの全ての発行済み株式を取得するとのことである。

買収手続き完了のためには、慣習的な完了条件を満たすことが必要で、2025年下半期に完了する見込みである。

（2）ムーブワークス（非公開企業）の概要

事業内容： AI（人工知能）プラットフォームの開発を手がける。

●参考資料

（2025年3月10日付公告から）

<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1373715/000137371525000095/now-20250310.htm>

<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1373715/000137371525000095/prmavericks3-10.htm>

（※）本書面は、金融商品取引法第27条の32の2第2項および証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項が定める「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実」をお知らせするものです。